市民厚生委員会委員長 原田 剛

## 令和4年度 福生市議会市民厚生委員会視察報告書

本委員会は、令和4年度行政視察を次のとおり実施しましたので、報告いたします。

1 視察日程

令和4年10月3日(月)~4日(火)

- 2 視察先及び調査事項
  - (1) 大阪府東大阪市「市立障害児者支援センター『レピラ』」
  - (2) 愛知県春日井市(「ハートフルパーキング事業」「地域生活支援拠点事業等」)
- 3 視察参加者

副委員長 : 石川義郎

委 員:市毛雅大

委 員:清水義朋

委員: 五十嵐みさ

随 行: 池田裕佳 (議会事務局)

## 【大阪府東大阪市】 〈10月3日(月)〉

# 調査事項

大阪市立障害児者支援センター「レピラ」について

### 1 市の概要

- (1)面積 61.78 平方キロメートル
- (2)人口 487,999人
- (3)世帯数 235,588世帯
- (4)概要 東大阪市は、大阪府の中河内地域に位置する市。中核市に指定され、 人口は約50万人であり、大阪市および堺市の両政令指定都市に次いで大阪府第3位の人口を擁する。大阪市の衛星都市・ベッドタウンである一方、大阪都市圏の中心都市に属する。「ラグビーのまち」「モノづくりのまち」として広く全国に知られるまちになった。

### 2 視察目的

東大阪市立障害児者支援センター「レピラ」について学び、今後の児童発達支援センターの整備や子どもから大人まで「児者一貫」の切れ目のない支援及び全般的な障害者 就業・生活支援のシステムについて学び、市政に活かすことを目的とする。

#### 3 視察項目

- ① 「レピラ」設立の背景・経緯について
- ② 拠点としての全体的な概要・機能について
- ③ 児童発達支援センターについて
- ④ 子どもから大人まで「児者一貫」の切れ目のない支援について
- ⑤ 全般的な障害者就業・生活支援について

### 4 視察内容

(1)「レピラ」設立の背景・経緯について

東大阪市立障害児者支援センター「レピラ」は、昭和55年に開設した障害児の支援施設としての「東大阪市療育センター」と、昭和61年に開設した「東大阪市障害者センタ

一」(高井田障害者センター)の両施設がともに老朽化、狭隘化、分散化していたこと、また障害者の複雑・多様化するニーズに応えるため、平成29年に統合してライフステージに沿った「児者一貫」の切れ目のない、新しい障害児者支援拠点施設として開設された。

昭和55年 東大阪市に障害児の支援施設として「東大阪市療育センター」を開設 昭和61年 東大阪市に障害者の支援施設として「東大阪市障害者センター」を開設 平成23年度 旧建設局庁舎跡地に新しい障害児者支援拠点施設建設を計画 平成24年度 (仮称)新障害児者支援拠点施設 基本設計 平成25年度~26年度 (仮称)新障害児者支援拠点施設 実施設計 平成27年6月 本体工事着手 平成29年2月28日 竣工 平成29年4月1日 東大阪市立障害児者センター「レピラ」開設

### (2) 拠点としての全体的な概要・機能について

障害児者がひとりの市民として地域で安心して豊かに暮らしていけるために支援する施設で、ライフステージに沿って子供から大人まで「児者一貫」の切れ目のない支援を行うために医療、通園、通所、相談などの様々な専門機能を備えた障害福祉拠点である。幅広く障害福祉関係機関や病院、そして地域とのネットワークの中核を担っている。障害児者に特化した医療的支援を行うために施設内には診療所があり、医科(整形外科、児童精神科)、リハビリ、歯科の診療メニューを提供している点や、そこからつながる児童発達支援、発達障害支援などは、支援を受ける障害児者にとってはワンストップで安心してサービスを受けられるものとなっている。

建物は5階建てで明るく広々としており延べ床面積、8400 kmあり、1階は福祉児童発達支援センター(東大阪市立第一はばたき園)、2階は医療型児童発達支援センター、また児童精神科、歯科等を含む診療所、3階は機関相談センター、ショートステイや生活介護のスペース、屋外遊戯場等、4階には発達障害支援センターPALをはじめサポートスペースここりーど(生活訓練)、J-WAT(就労移行支援)、機能回復訓練のスペース等。5階は地域交流スペース等がある。別棟にスロープがついた温水プールも併設されている。公設民営の施設で、建築計画・設計から一貫したサービス提供が施すこと

ができるように建設されている。運営母体である社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団 (昭和55年設立)は、正規職員176名(R4.8.1現在)の事業団で、医師、看護師、保健師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士ほか、専門の資格を持った職種の職員が在籍している。財務諸表から約13億8千万円(予算ベース)の事業活動収入がある法人で、様々なサービスを提供しながらも東大阪市をはじめとした各種団体や協議会などとのネットワークにも参加し、他事業者と連携しながら地域の拠点としての機能を果たしている。

### (3) 児童発達支援センターについて

児童発達支援センター(はばたき園)は、福祉型児童発達支援センターと医療型児童福祉センターがあり、知的障害、肢体不自由、発達障害等の子供たちの通園療育を行っている。主な支援内容として、障害児あるいはその疑いのある子どもの発達支援、親子療育による保護者支援及び障害者理解等のエンパワメント、また保育所等地域の支援がある。 0歳から就学前の幼児が通うことができ、療育目標に「子どもたちがそれぞれの地域において、健康で生き生きとした生活を遅れるようになることを最終目標にしている。障害を持っている子どもたちはもちろんのこと、その疑いや心配のある子どもたちたちも、十分な配慮のもとに子育てをしていく必要があります。個々の子どもたちに応じた

プログラムの中で、早期に子育ての方法を保護者と共に考え、日常生活の中で生かされる工夫と努力をしていきたいと思っています」とある。特性に合わせた療育が出来るよう様々な工夫が凝らされていて、普通の幼稚園保育園と違い「週2日の親子通園を基本としている」事も特徴である。この親子通園を通して保護者支援や障害者理解にもつながっている。



(4) 子どもから大人まで「児者一貫」の切れ目のない支援について

児者一貫体制とは、障害を持つ子どもも成人も、一つの施設で継続して診療可能な体制を確保すべきだという、国の政策であり、東大阪市立障害児者支援センター「レピラ」は、子どもから大人まで「児者一貫」の切れ目にない支援が実践されている施設である。 障害児者のライフステージを見越した「児者一貫」の支援と関係機関等の活動のバックアップや地域との連携もされており、具体的には就学前、学童期、青年期、成人期とそ

れぞれの成長段階での課題相談 と言った縦軸の支援とリハビリ や入浴といった生活支援から医 療ケア、障害者の短期入所や一時 預かり、障害者社会参加の促進及 び障害者への理解、啓蒙活動等、 広域の横軸の支援とある。多種多 様な障害者の支援を一貫して行 っている。



## (5) 全般的な障害者就業・生活支援について

障害者就業、生活支援については、J-WAT東大阪市障害者就業、生活支援センターがレピラの4階にあり、就労支援機関となっている。「働きたい」「働き続けたい」という思いのある障害者を対象として、具体的な様々な取り組みを行っている。まずは、相談、面談をした上で状況に応じて希望に沿った働き方、就職への計画を一緒に立て、職場準備訓練、職場実習、求職活動と丁寧に寄り添いながら就労支援を行っている。実際に施設内にも軽作業、事務作業ができるようにパソコンをはじめ様々な器具や備品が整備されている。また、ビジネスマナー講座や面接対策等の支援も行われている。

### 5 所感

東大阪市立障害児者支援センター「レピラ」は公設民営の施設で、市内に分散していた施設を統合することにより、財政面を含めスケールメリットを生かした運営や、多様化している障害児者のニーズに応えるべく医療も含め様々なサービスを提供できるようになっている。障害児者の総合的な支援拠点として、基幹相談はもちろんの事、福祉型・医療型の児童発達支援センターから、プライマリーケアを基本にした医療、就労、自立生活支援、

当事者を通じた啓発活動や当事者の社会参加など、障害児者にとっての総合拠点として、 ここに来れば障害児者の抱えている問題が解決するといったような、あらゆる機能を一カ 所に集約した素晴らしい施設であった。

また、障害児者に特化した医療的支援を行うために施設内には診療所が常設で整備され、 医科(整形外科、児童精神科)、リハビリ、歯科の診療メニューを提供している点や、そこ からつながる児童発達支援、発達障害支援などは、支援を受ける障害児者にとっては一つ の施設利用で安心してサービスを受けられるものと思う。

運営母体である社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団は、正規職員 176 名 (R4.8.1 現在)の事業団で、医師、看護師、保健師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士ほか、専門の資格を持った職種の職員が在籍し、障害を持った方も心配なく医療を受けることができ、専門的な治療やアドバイスが一つの施設利用で安心してサービスを受けられるものと思われる。

児童発達支援センター「はばたき園」は、0歳から就学前の幼児が幼稚園や保育園のように通う施設で、「子どもたちがそれぞれの地域において、健康で生き生きとした生活を遅れるようになること。障害を持っている子どもたち、その疑いや心配のある子どもたちも、十分な配慮のもとに子育てをしていく。個々の子どもたちに応じたプログラムの中で、早期に子育ての方法を保護者と共に考え、日常生活の中で生かされる工夫と努力をしていく。」との療育目標に則り、特性に合わせた療育が出来るよう様々な工夫が凝らされている。全14クラスの150人(最大)がバス10台10コースで通園しており、一番遠い児童は1時間弱バスに乗車しているなど、乗車時間の短縮化を努めなければといった課題をお聞きした。このように、統合してすべてを集中したことによる課題もあり、人口規模から考えると児童発達支援センターとしては、もっと必要ではないかと思われる点もあった。

親のレスパイトも視野に入れた短期入所も可能な宿泊施設もあったが、短期入所は予約でいっぱいとのことであった。また、就業・生活支援センター J-WAT では、細かい適性検査に用いて、企業とのマッチング、定着率のアップを図っている。ただ近年、就労支援事業の拡充と障害者年金である程度の生活が賄えるため、一般就労数が減っているという傾向も確認できた。

今後の障害者支援の在り方としてはとても理想的な施設であったが、福生市で、このような施設を新たに建設することは非常に難しいとも思われる。今後多様化する障害者支援を一貫した支援体制(医療も含めた)や分散している各事業者を中核となってけん引していく体制・組織などについて学ばせていただいた。

また、障害児者を支援するためには、早期発見、早期サポートが必要であるとされ、保護者への支援、理解も重要であるが、障害は三障害から発達という課題のグレーな範囲も含み範囲まで幅が広いため、表面に出ない対象者が潜在している点や未だに保護者の理解を得ることができずに支援が遅れてしまうケースが少なからず見受けられる。このような点からも、障害児者への理解、周知活動も並行して行っていかなければならないと思われる。本市においては、まずは「児童発達支援センター」の設置が急がれるところだが、コンパクトシティの強みを生かし、児者一貫したサービスをできる限り充実させていくことは重要であると考え、児童発達支援センターの構築に資する提案につなげていきたいと思う。





## 【愛知県春日井市視察】 〈10月4日(火)〉

# 調査事項

ハートフルパーキングについて、地域生活支援拠点の運用について

- 1 市の概要(R4年10月現在)
- (1)面積 92.78 平方キロメートル
- (2)人口309,011人
- (3)世帯数 139,374世帯
- (4)概要 春日井市は、愛知県の北西部に位置している中枢中核都市であり、施行時特別市でもある。東部はニュータウンブームの先駆けともいえる高蔵寺ニュータウンをはじめとする大規模団地が開発され、名古屋市のベッドタウンとなっている。全国シェアの8割を占める実生のサボテンが特産物である。

#### 2 視察目的

春日井市のハートフルパーキング事業は、医療・介護事業者等が駐車スペースのないお宅に訪問する際に、近隣の住宅・店舗駐車場の空いている時間をお借りして、駐車できる仕組みである。また、地域生活支援拠点の運用についても同様に、障がいのある人等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を図るものである。本市においても、今回の視察を通じて在宅医療や介護サービスをはじめ障害者サービスの充実に役立てることを目的とする。

### 3 視察概要

- ① ハートフルパーキングについて
  - (1) ハートフルパーキング設置の経緯と概要
  - (2) 在宅医療・介護サービスの円滑な利用を支える駐車場マッチングについて
  - (3) 駐車場の登録や予約システムの活用と駐車場の確保について

#### ② 地域生活支援拠点の運用について

(1)障害者の高齢化や障害者の重度化が進むなか、地域全体で支える拠点、地域生活支援拠点が、各機関と連携を図りながら行う具体的な施策について

### ① ハートフルパーキングについて

### (1) ハートフルパーキング設置の経緯と概要

市内の高齢化に伴い訪問医療・訪問介護の需要が増加する中で、訪問介護や在宅医療 事業者が訪問先で駐車するスペースの確保に苦慮しているという声が多数挙がり、市内 にある一般世帯及び各種店舗の駐車場が利用されていない時間帯に着目して、本事業を 提案したのが経緯である。

在宅医療や介護サービスを提供する事業者などは車両などを使いサービス利用者のもとに向かうが、警察などの許可を受けた上で路上に車両を止めることもできる。しかし、こうした需要の増加や警察が出す許可証だけでは理解を得られずトラブルにつながる例もあり、対応が困難な状況もあることから、個人や店舗などの駐車スペースを活用することで課題解決を図ったのが今事業の経緯である。

春日井市では、駐車スペースを提供できる市民と、駐車スペースを必要としている医師・事業者とのマッチングを行い、ウェブ上で検索から場所予約までを完結することのできる独自システムの開発を行った。今回は、ハートフルパーキングの事業内容と反響、その課題について市当局の説明を受けた。

# (2) 在宅医療・介護サービスの円滑な利用を支える駐車場マッチングについて

本事業は、訪問診療、訪問介護、訪問看護、ケアマネジャー等の医療・介護事業者や春日井市の認定調査員等が駐車スペースのない家を訪問する際に、近隣の登録された駐車スペースを一時的に借用することで、路上駐車などを防ぎ、円滑な在宅医療・介護サービスを提供できるようにする。また、在宅医療や介護への理解を促進するとともに、地域での支えあいを促進し、地域包括ケアの構築を進めるものである。

事業内容としては、利用していない時間帯のある店舗駐車場や住宅駐車場がある駐車場提供者と、その周辺に居住する要介護認定者等を訪問する事業者や春日井市介護認定調査員等の駐車場利用者とのマッチングを行うものである。

### (3) 駐車場の登録や予約システムの活用と駐車場の確保について

運用方法としては、インターネット上で駐車場の登録や予約を行うものである。令和 4年9月における駐車場提供者による駐車スペースは 394 台分で、139 の事業者が登録 しており、177 台分の利用実績がある。 財政的には、愛知県からの 100%補助で、予算として初年度はシステム開発費等初期投資として 263 万円、その後のランニングコストは月5万円のシステム利用料で年間では 66 万円である。

この事業による介護事業者からの具体的な声としては、「訪問宅から遠い場所に駐車する場合や重い荷物を運ぶとき、また緊急訪問など急いでいたりするときは、近くの駐車場を貸し出してもらえるのはありがたい」などである。また、駐車場を貸す側からも「免許を返上したため駐車スペースが空いて、路上駐車の解消にも繋がれば住民として安心できる」と言った有難い声があるなど、良好な関係で進められている。

担当課としては、登録の手配や、更新、新規貸出者の掘り起しなどの苦労は絶えないようであるが、概ね好評な事業だといえる。また、駐車場提供者のボランタリーな気持ちだけでは難しい面もあるとのことで、メリットの付与も検討されているとのことであった。なお、駐車場登録情報は、一般に公開されず、市が利用を許可した医療・介護事業者のみが閲覧可能となる。事業は平成29年度から開始され、高森台、石尾台の2地区選定し、平成30年より全域へ展開した。

### ② 地域生活支援拠点の運用について

(1) 障害者の高齢化や障害者の重度化が進むなか、地域全体で支える拠点・地域生活支援拠点が、各機関と連携を図りながら行う具体的な施策について

地域生活支援拠点とは、障がいのある方の重度化・高齢化や、親なき後に備えるとと もに、地域移行を進めるため、重度の障がいや家族の緊急事態への対応を図ることによ り、障がいのある人等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障がいのある 人等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を図るものである。

施設の核となる機能として

- ① 「緊急時に保護をできる場(緊急時保護用居室)」
- ② 「グループホームや自立訓練の体験をできる場(体験用居室)」
- ③ 「いつでも相談ができる場(土日相談できる)」

#### 以上がある。

障害者支援施設や障害福祉サービス事業所を営む社会福祉法人に対し、国の「重層的支援体制整備事業」の補助金を利用しながら市として助成し地域生活支援拠点として成り

立っている。令和3年度の市補助分は、1720万円であり、緊急時保護用居室の令和3年度の利用実績は4人であった。

社会福祉法人養楽福祉会と連携しながら、地域生活拠点として様々な障害者支援を 進められている。

### 4 所感

ハートフルパーキング事業は、国の地域の活力を見出す取り組みの、自治体や民間事業者等が、地域における社会課題の解決や経済活性化を行うためのシェアリングエコノミー事業の一つである。在宅医療や介護サービスを提供する事業者などは車両などを使いサービス利用者のもとに訪問するが、警察などの許可を受け駐車場ではなく路上に車両を止めることもできる。しかしながら、こうした需要の増加や警察が出す許可証だけでは理解を得られず近隣トラブルにつながるケースもあり対応に苦慮することから、市内にある一般世帯及び各種店舗の駐車スペースで利用されていない時間帯に一時的にお借りするとのことで課題解決を図る事業となっている。

これにより、医療や介護サービス事業者が本来のサービス(医療や介護)を円滑に遂行出来るようにするための支援でもあり、それと同時に地域に対して在宅医療や介護への理解を促進するとともに、地域での支えあいを促進し、地域包括ケアの構築を進める啓蒙活動でもある。

この事業は、春日井市のウェブ上で検索から場所予約までを完結することのできる独自システムの開発を行ったところは素晴らしいところだ。愛知県から100%補助を受け、予算額からも財政的には大きな負担ではなく概ね好評の事業であり、現在は提供者の善意から無料で利用しており、ほんの気持ちとして、事業所の利用者や施設入所者が作った品物をプレゼントしているとのことであった。今後はどのように提供者に対してのインセンティブが付与できるか検討しているとのことであった。担当課としては、登録の手配や、更新などの業務の大変さや在宅医療や介護サービスを受ける方は増加をしていく中で、新規貸出者の掘り起しなど新たな提供者を開拓していかなければならない点など、地道な努力も欠かせないものと感じた。

医療や介護サービス事業者が本来のサービス(医療や介護)以外、車両の駐車という 負担やストレスなく事業を進められる事例として、福生市内の事業者状況も確認しなが ら進めてまいりたいと思う。 地域生活支援拠点の運用については、グループホーム又は障害者支援施設に付加した 拠点整備(居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備)を行う「多機能型拠点型」と、 地域の複数機関がそれぞれ機能を分担して取組む体制の「面的整備型」の2タイプがあ るが、春日井市では面的なタイプで整備が行われていた。

どの地域においても障害者の高齢化、重度化、多様化に対するサービスの充実は、取り組まなければならない課題である。親亡き後、遺された障害者が市民のひとりとして安心して暮らせる環境整備をしていかなければならない。そこで大切なことは、親が亡くなる前に、どこまで準備を整えることができるかであると思う。

春日井市では、医療や介護サービスのそれぞれの事業に加え、緊急時に一時的なシェルター機能、例えばグループホームなどに入所するにしても練習(体験)を経たうえで入手につなげる機能や様々な相談に応じる機能について、核となる施設に整備・補助する事業を実施している。また、空き家を居抜きでグループホームに活用している例もあるとのことで、空き家の活用は空き家対策としても有効であるので、この点は今後、参考にすべき点だと思った。

福生市においても、障害者の重度化や高齢化は進んでいる中で、当事者にとっては命や生活にかかわってくる問題であり、時間をかけずに相談や施設入所に向けた一時的なシェルター機能は重要と思われる。春日井市は、国費や県費などを積極的に活用していることから、調査研究を進めていくことが必要だと感じた。



